

令和5年11月24日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

改正感染症法に基づく医療措置協定に関して
～本日の郡市区等医師会長協議会にて情報提供～

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今月21日付の本会通知にて、医療措置協定に関する関係資料を本会ホームページに掲載した旨、ご案内いたしました。

本日（11月24日）の郡市区等医師会長協議会でご案内した通り、協定締結医療機関の辞退に関しては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（来年4月1日施行）において、下記の通り記載されています。

第38条10

感染症指定医療機関は、その指定を辞退しようとするときは、辞退の日の一年前（結核指定医療機関にあっては、三十日前）までに、特定感染症指定医療機関については厚生労働大臣に、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関、第一種協定指定医療機関、第二種協定指定医療機関及び結核指定医療機関については都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

貴会におかれましてはご了承の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

【本会ホームページ（文書ライブラリ）】

<https://www.osaka.med.or.jp/documents/index?id=1661&word=>

【現時点での掲載資料】

- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- ・ 感染症法に基づく「医療措置協定」締結等のガイドライン（令和5年5月26日）
- ・ 改正感染症法等の協定等の内容について
(厚生労働省作成／令和5年8月24日の日本医師会説明会で配付)



大阪府医師会・地域医療1課
(06-6763-7012)